

厚生労働省「最終的な調整結果」

資料番号	区分	分野	施策区分		実施事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果(従来の実施によるメリット・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	<追加関係団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)>	各府県からの第1次回答
			施策区分	施策区分										
2	地方に対する施策	教育・福祉	義務教育	義務教育	義務教育の授業改善	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	児童教育法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	国、都道府県、市町村	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	
3	地方に対する施策	教育・福祉	義務教育	義務教育	義務教育の授業改善	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	児童教育法	内閣府、厚生労働省	国、都道府県、市町村	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	子ども子育て支援法第10条に規定する義務教育の授業改善に関する措置	

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	事業区分		事業事項(事業名)	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		補正資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査	平成28年の地方からの提案等に関する別記方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	見解							
2	地方に対する福利権	医療・福祉	支給認定証の紐渡交付	<p>療育サービス利用については、申請段階後およびサービス開始の1週間前までに、療育のサービス・事業所を組み合わせる形に決まっております。事業所への入居調整は自治体が行い、保護者と事業者との間で個別に利用内容等を双方で確認しているため、認定証の必要性は発生しない。</p> <p>実際に保育所等を利用する際には、事業所と保護者との間で調整(確認)がなされていることから、保護者の状況、身・心両面等について調整ができており、認定証がなくても実施可能な見込みです。また、保育の必要量の変更などにより、変更申請が提出された場合に直前の支給認定証を適宜改定し、新たな支給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は直前で改定されていないのがほとんどである。</p> <p>よって、申請時、事業所、保護者の正否ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各種条件の運用上、任意交付することによる事務負担が増えるおそれがあるため、見直す必要はない。</p> <p>また、認定証を交付することで、不正受給が抑えられることにより、利用者の状況を把握している事業所前で職労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、届出を促すことにより不正受給は発生しないと考えられる。</p>				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		<p>支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方と併せて、地方分権改革推進型と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいります。</p>	<p>【厚生労働省】 (2) 子ども子育て支援法(平成26年法律第26号)第4条第1項第2号の教育・保育給付の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減等の取組等に加え、特別法に基づき、司法の施行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の発足の中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要に応じて定めることによる取組を推進する。</p>	
3	地方に対する福利権	医療・福祉	保育標準時間と保育短時間の統合	<p>子ども子育て支援法において、保護者の経済実態等に応じ、必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分が設けられているが、保護者の経済実態がパートタイムやアルバイトなど又は月の就業時間等が保育の必要量を判断することは難しく、短時間・標準時間の併用・併置、勤務シフトの変更等により、保育標準時間と保育短時間の併用・併置が困難な場合、それが頻りに起こる可能性のある場合に求められ、自治体、事業者、保護者による事務負担の増加を懸念している。</p> <p>また、保護者が「保育標準時間」又は「保育短時間」を選択できる仕組みとなっているが、介護保険制度のように、サービスメニューがサービスメニューと併せてサービス利用の可否を決定している場合は、保護者がサービスの選択を行うのは容易であるが、現状では保育費、給付額、認定子ども園等から単一の選択を強制していることから、「保育標準時間」が「保育短時間」の区分が状況に応じておらず、保護者においても選択が難しい。</p> <p>よって、子ども子育て支援新制度の理念に基づき、認定区分による保育料に大きな差がないことと、統一して大きな問題とはならない。</p> <p>併せて、子ども子育て支援新制度の理念に基づき、認定区分を統一し、子ども子育て支援新制度を利用できるのは、保護者が就業等により保育を必要とする期間内であるため、何種認定に反するものではないと考えられる。</p>				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	<p>保育の実態に当たっては保護者がその経済実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要範囲まで利用できるようにすると、いわゆる子ども子育て支援新制度の理念に反することであり、短時間標準時間の併置と併せて、短時間の利用率が極めて低い状況であり、保護者、事業者の負担が大幅に増しているのではないかと、このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと、このように、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供するものである。</p> <p>併せて、保育必要量の多い自治体では、保護者の経済状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を確保し、提供することであり、保育の供給量を調整することで、効果的な保育士の配置や異なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも併置料として新たな負担を生じることとは考えられない。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある自治体では、現行の保育標準時間と併せた保育内容を構成することで、保育の向上や延長保育の推進等の取組が図れるようになる。</p> <p>併せて、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけでなく、地域の実態に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する自治体の裁量を拡大させるべきではない。</p>	<p>【厚生労働省】 (2) 子ども子育て支援法(平成26年法律第26号)第4条第1項第2号の教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減等の取組等に加え、特別法に基づき、司法の施行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の発足の中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要に応じて定めることによる取組を推進する。</p>		



厚生労働省「最終的な調整結果」

地域番号	種別区分	種別区分	種別区分	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた通知共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主要な検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査	平成20年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成20年12月20日閣議決定)記載内容
				見解	補足資料	見解	補足資料				
12	地方に対する福利制	児童・福祉	子ども子育て支援新制度による支給認定手続の簡便化	<p>保育時間短縮及び保育期間について 従来の保育制度では、保育は、保護者が必要とする期間で利用する意図が定まっていたが、子ども子育て支援新制度では、保育時間短縮及び保育期間の区分により、簡便(保育必要量)に対する判断(保育料)の機能が乏しく、保育を利用する権利の機能が弱体化し、保育制度では、公平性の確保のため勤務時間の確保を前提に保育料を算定するなどの新たな負担が発生している。保育必要量の区分については、保護者が必要な保育時間や必要期間で保育を利用する意図を算定する効果も期待され、また、夜間保育の必要性に応じた時間(保育期間)の利用が乏しく、保育サービス上の効果も期待できない。</p> <p>また、夜間保育の必要性に応じた時間(保育期間)の利用が乏しく、保育サービス上の効果も期待できない。1か月の就労時間が120時間未満であっても、適切な期間のみ保育時間短縮の利用が可能であることから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めらるるものである。</p> <p>また、夜間保育の必要性に応じた時間(保育期間)の利用が乏しく、保育サービス上の効果も期待できない。</p> <p>保育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が重要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで保育・保育を利用することは困難である。</p> <p>支給認定については、子どもや家庭に関する情報を保護者の同意で開示が可能であり、認定区分に係る情報提供は、保護者においては入所承認通知や保育料納入通知で可能であり、施設においては、利用開始の通知で対応可能であり、支給認定証の機能は限定される。一方、認定区分や保育必要量の算定、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の提示を求めなければならないことから、再度の検討を求めらるるものである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実現に向けては保護者がその経済的負担に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な期間で利用できること、という子ども子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度開始後の状況に応じて、臨時の利用者が極めて低い状況であり、保護者、事業者の負担が大幅に増しているのではないかと、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供することである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を算定し、提供することでも、保育の供給を確保すること、効果的な保育サービスの提供や受入の確保の受け入れを促せるようになると考えられる。</p> <p>これは、現行の保育料の算定方法と比べて、より入所の決定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村として新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余力のある市町村では、現行の保育時間短縮に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や結果保育の事業者負担の軽減を図れるようにする。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の見直しという観点だけでなく、地域の実情に応じ、子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと。</p>	<p>保育必要量(保育時間短縮・保育期間)の区分の在り方については、支給認定の在り方と併せて、地方種別改善推進と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (2)子ども子育て支援法(第4条第5項) 1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定額の交付(20条第3項)については、平成20年度から平成22年度まで、児童一人当たりの真に必要な保育量を算定し、提供することである。</p> <p>2)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条第3項)については、上記支給認定証の交付に関する事業者負担の軽減措置の状況等を踏まえ、制度開始後4年(平成25年度)の移行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の見直しの中で、保育時間短縮・保育期間の区分の在り方について検討し、必要がある場合には所定の措置を講ずる。</p> <p>(関係府県 内閣府)</p>
200	地方に対する福利制	児童・福祉	子ども子育て支援新制度による認定申請手続の簡便化	<p>○保護者の経済的負担については、フルタイムのパートタイムなど種々であり、また、経済的負担も期間や日中、夜間など多岐にわたっている。</p> <p>「保育時間短縮認定」の期間の短縮等認定は、市町村が行うこととされており、本府では平成20年度から年度毎に実施している。</p> <p>例えば、保育時間短縮認定(保育期間)は、保育料が10時から16時までの4時間の場合は「保育時間短縮認定」とし、認定期間が10時から16時までの4時間の場合は「保育時間短縮認定」となり、保育の利用時間短縮と認定区分が一致し、適用することによって保護者の公平性が確保される。</p> <p>また、保育料の短縮についても、認定区分で短縮の要件があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことと保護者の公平性を確保している。</p> <p>○夜間保育については、上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものであり、保育の実現に当たっては保護者がその経済的負担に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な期間で利用できること、という子ども子育て支援新制度の理念に反することであり、対応は段階上の内容であるが、子ども子育て支援新制度後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実現に向けては保護者がその経済的負担に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な期間で利用できること、という子ども子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度開始後の状況に応じて、臨時の利用者が極めて低い状況であり、保護者、事業者の負担が大幅に増しているのではないかと、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供することである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を算定し、提供することでも、保育の供給を確保すること、効果的な保育サービスの提供や受入の確保の受け入れを促せるようになると考えられる。</p> <p>これは、現行の保育料の算定方法と比べて、より入所の決定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村として新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余力のある市町村では、現行の保育時間短縮に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や結果保育の事業者負担の軽減を図れるようにする。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の見直しという観点だけでなく、地域の実情に応じ、子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと。</p>	<p>保育必要量(保育時間短縮・保育期間)の区分の在り方については、支給認定の在り方と併せて、地方種別改善推進と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (2)子ども子育て支援法(第4条第5項) 1)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条第3項)については、上記支給認定証の交付に関する事業者負担の軽減措置の状況等を踏まえ、制度開始後4年(平成25年度)の移行後5年を目途として行う子ども子育て支援新制度の見直しの中で、保育時間短縮・保育期間の区分の在り方について検討し、必要がある場合には所定の措置を講ずる。</p> <p>(関係府県 内閣府)</p>	





厚生労働省 「最終的な調整結果」

整理番号	種別区分		経過事項(事項名)	各府県からの第1次回答を踏まえた関係団体からの見解		各府県からの第2次回答を踏まえた通知関係団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成25年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成25年12月20日閣議決定)記載内容		
	区分	分野		見解	補足資料	見解	補足資料						
15	A	権限移譲	医師・福祉	指定児童発達支援事業者の指定等に関する権限の移譲に関する中核市への移譲	本提案に就き大規模の組織的検討は、指定児童発達支援事業者について、都道府県から大半の市町村の選定(権限共有等)が既に構築されており、中核市に移譲したいとの見解が示されており、事務処理の特典による制度的な移譲については賛成しただけであり、全国一律移譲を前提条件として自治体の提案に賛成していない。	--	--	【全国知事会】 手続方式による移譲を求める。 【全国市長会】 認定団体の選定を十分に尊重されたい。 なお、手続方式も従来の移譲を求める。	〇 承認書(付随文書)で権限移譲に係る中核市中核市長会の意見照会を行うことが第1次アポイントでの検討の方向性を踏まえ、意見照会をはじめ今年度できるものは速やかに進めるべきではないか。 〇 意見照会等の結果を踏まえ、具体的な移譲のスケジュール等について、明確にしたい。	〇 9月中旬に全中核市に対して意見照会(調査)を行うこととしており、その結果等を踏まえて検討を行う。	【厚生労働省】 〔1〕児童福祉法(昭22法164) 〔1〕以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 指定児童発達支援事業者の指定(11条の5の1第3項)指定児童発達支援事業者の指定の委託(11条の5の1第4項)指定児童発達支援事業者の選定及び選定に関する基準の制定等(11条の5の1第5項から3項) 指定児童発達支援事業者による指定に係る事務の変更等の届出の受理(11条の5の1第1項及び2項) 指定児童発達支援事業等に対する勧告、命令等(11条の5の2第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の取消(等)(11条の5の2第5項) 指定児童発達支援事業者の指定等の公示(11条の5の2第6項) 指定児童発達支援事業等(とその事業計画)の中核市の区域内にあるものに係る、以下(四)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(11条の5の2第3項)及び3項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(11条の5の2第4項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(11条の5の2第7項から9項)		
16	A	権限移譲	医師・福祉	指定児童発達支援事業者の業務管理体制の移譲に関する中核市の権限の移譲	大分県からも本提案に係る見解として、実施効果を高めるため、指定児童発達支援事業者の指定等の権限移譲を一体的に行われるべきであると考えられていることから、関係の一体的な権限移譲を検討していただきたい。	--	--	【全国知事会】 手続方式による移譲を求める。 【全国市長会】 認定団体の選定を十分に尊重されたい。 なお、手続方式も従来の移譲を求める。	〇 承認書(付随文書)で権限移譲に係る中核市中核市長会の意見照会を行うことが第1次アポイントでの検討の方向性を踏まえ、意見照会をはじめ今年度できるものは速やかに進めるべきではないか。 〇 意見照会等の結果を踏まえ、具体的な移譲のスケジュール等について、明確にしたい。	〇 9月中旬に全中核市に対して意見照会(調査)を行うこととしており、その結果等を踏まえて検討を行う。	【厚生労働省】 〔1〕児童福祉法(昭22法164) 〔1〕以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 指定児童発達支援事業者の指定(11条の5の1第3項)指定児童発達支援事業者の指定の委託(11条の5の1第4項)指定児童発達支援事業者の選定及び選定に関する基準の制定等(11条の5の1第5項から3項) 指定児童発達支援事業者による指定に係る事務の変更等の届出の受理(11条の5の1第1項及び2項) 指定児童発達支援事業等に対する勧告、命令等(11条の5の2第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の取消(等)(11条の5の2第5項) 指定児童発達支援事業者の指定等の公示(11条の5の2第6項) 指定児童発達支援事業等(とその事業計画)の中核市の区域内にあるものに係る、以下(四)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(11条の5の2第3項)及び3項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(11条の5の2第4項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(11条の5の2第7項から9項)		
23	B	地方に対する権限移譲	医師・福祉	認定子ども施設が定める業務管理体制の移譲	県庁の地方独立行政法人認定(第4項)により、地方独立行政法人が広く社会福祉事業を運営するもの権限移譲についても検討されている。その上で、責任者の選定については、民間法人に子ども子育て支援に関する中核的な役割を担う指定児童発達支援事業者の指定に当たって、認定主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当該認定主体が減少することにより、支障が生じていることである。	--	--	--	--	--	〇 指定児童発達支援事業者の指定に際しては、民間法人に指定選定していただくためのインセンティブを付し、かつ、認定により民間法人が一定の責任を担うための体制である。なお、民間法人の選定と、民間法人への地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が指定するものである地方独立行政法人を対象とするには、その目的・主旨からみて不適当である。	--	
24	B	地方に対する権限移譲	医師・福祉	地方独立行政法人法指定の認定の範囲の拡大	管轄業務が指定されたことにより、当該認定には、民間法人が減少することとなり、支障が生じていることが想定される。中核市指定児童発達支援事業の指定に際しては、認定主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当該認定主体が減少することにより、支障が生じていることである。その上で、改めて指定児童発達支援事業の指定に際しては、認定主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当該認定主体が減少することにより、支障が生じていることである。	--	--	--	--	--	--	管轄の民間法人が減少であれば管轄内の人材を積極的により、指定主体を民間法人に指定することにより、指定主体が減少することにより、支障が生じていることが想定される。中核市指定児童発達支援事業の指定に際しては、認定主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当該認定主体が減少することにより、支障が生じていることである。	--
27	A	権限移譲	医師・福祉	認定子ども施設及び保育所の認可権限の移譲	地域の実情に適った教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限移譲すべきである。	--	--	【全国知事会】 認定子ども施設以外の認定子ども施設の設置については、これまでの指定認定市市長会の提案を踏まえ、地方自治へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務局特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が広がった段階で従来の認定主体(市町村)の役割を担うこととする。 認可権限の設置については、市町村は都道府県への届出、民間法は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の役割を担う。認定・指導監督を行う、市町村が従来の指導監督の中核的な役割を担うべきであり、全国的に移譲していることから、民間に身近な市町村において報告的、主体的な指導監督の展開が可能となること、各府県の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。 【全国市長会】 手続方式も従来の移譲を求める。	〇 市町村が保育所の認可や認定子ども施設の認定を行うことと基準については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。	【厚生労働省】 (4)認定子ども施設以外の認定子ども施設に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(甲法77) 〔1〕以下に掲げる事務・権限については、指定認定に移譲する。 指定児童発達支援事業者の指定(11条の5の1第3項、3項及び7項第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の委託(11条の5の1第4項) 指定児童発達支援事業者の選定及び選定に関する基準の制定等(11条の5の1第5項) 指定児童発達支援事業者による指定に係る事務の変更等の届出の受理(11条の5の1第1項及び2項) 指定児童発達支援事業等に対する勧告、命令等(11条の5の2第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の取消(等)(11条の5の2第5項) 指定児童発達支援事業者の指定等の公示(11条の5の2第6項) 指定児童発達支援事業等(とその事業計画)の中核市の区域内にあるものに係る、以下(四)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(11条の5の2第3項)及び3項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(11条の5の2第4項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(11条の5の2第7項から9項) 関係府省・内閣府及び文部科学省			
142	A	権限移譲	医師・福祉	「地域連携型」以外の認定子ども施設に関する「認定・指導的役割」から指定認定市・中核市への移譲	事務局特例制により指定認定市が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に一律認定の移譲が実施される段階においては、認定主体が減少することとなり、支障が生じていることが想定される。その上で、改めて指定児童発達支援事業の指定に際しては、認定主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当該認定主体が減少することにより、支障が生じていることである。	【神奈川県】 指定児童発達支援事業者の指定に際しては、民間法人に指定選定していただくためのインセンティブを付し、かつ、認定により民間法人が一定の責任を担うための体制である。なお、民間法人の選定と、民間法人への地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が指定するものである地方独立行政法人を対象とするには、その目的・主旨からみて不適当である。	【全国知事会】 認定子ども施設以外の認定子ども施設の設置については、これまでの指定認定市市長会の提案を踏まえ、地方自治へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務局特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が広がった段階で従来の認定主体(市町村)の役割を担うこととする。 認可権限の設置については、市町村は都道府県への届出、民間法は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の役割を担う。認定・指導監督を行う、市町村が従来の指導監督の中核的な役割を担うべきであり、全国的に移譲していることから、民間に身近な市町村において報告的、主体的な指導監督の展開が可能となること、各府県の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。 【全国市長会】 手続方式も従来の移譲を求める。	〇 指定児童発達支援事業者の指定に際しては、民間法人に指定選定していただくためのインセンティブを付し、かつ、認定により民間法人が一定の責任を担うための体制である。なお、民間法人の選定と、民間法人への地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が指定するものである地方独立行政法人を対象とするには、その目的・主旨からみて不適当である。	【厚生労働省】 (4)認定子ども施設以外の認定子ども施設に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(甲法77) 〔1〕以下に掲げる事務・権限については、指定認定に移譲する。 指定児童発達支援事業者の指定(11条の5の1第3項、3項及び7項第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の委託(11条の5の1第4項) 指定児童発達支援事業者の選定及び選定に関する基準の制定等(11条の5の1第5項) 指定児童発達支援事業者による指定に係る事務の変更等の届出の受理(11条の5の1第1項及び2項) 指定児童発達支援事業等に対する勧告、命令等(11条の5の2第1項から4項) 指定児童発達支援事業者の指定の取消(等)(11条の5の2第5項) 指定児童発達支援事業者の指定等の公示(11条の5の2第6項) 指定児童発達支援事業等(とその事業計画)の中核市の区域内にあるものに係る、以下(四)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(11条の5の2第3項)及び3項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(11条の5の2第4項から5項) 指定児童発達支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(11条の5の2第7項から9項) 関係府省・内閣府及び文部科学省				



厚生労働省「最終的な調整結果」

年度 番号	種業区分		種業名称 (事業名)	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた通知団体提案団体からの見解		追加資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案者事務局専門部会からの主要検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの種業者に関する対応方針 (平成28年12月10日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	追加資料	見解	追加資料					
211	A	種別種	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護の認定申請(事務名)	各府県に特約業者の指定が複数の種別となっているが、事業者の負担軽減や消費者の負担を低くし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	引き続き特約確保と協議・調整を行ってまいります。		
212	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護の提供体制の強化	国から特約通知について必要な見直しを勧告し、令和2年度に改正・周知することとしたい。その際、特約通知の発出は、現行の指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)に準拠した上で、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	
213	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業等に対する介護報酬の強化	現行制度で対応可能ということであれば、自治体の判断で関係する介護報酬に立入検査等を行うことができないことを明確にするよう通知の発出を求めたい。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	
214	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト型医療老人ホームの設置促進	確保工の確保や確保後の運用に加え、事業者など保護が必要な事業者が確保を希望する場を設けることとする。また、確保促進に当たっては、地域での確保の状況により、増加する医療老人ホームの導入への対応をするために、サテライト型医療老人ホームの設置促進を促すこととするなど、引き続き働きかけを行うこととする。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	
215	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「特別養護老人ホーム」(特別養護老人ホーム)と障害者グループホームの設置促進	埼玉県は特別養護老人ホームと障害者グループホームの設置促進については、平成24年度、既に実施可能な可能性を確認したところ、障害者グループホームの設置促進については、今後も実施可能な可能性を確認し、そのうち、埼玉県は、平成24年度から実施する予定としている。また、障害者グループホームと特別養護老人ホームは、同一施設に設置してはならないが、特別養護老人ホームと障害者グループホームは同一施設に設置する場合は、障害者グループホームとして申請することとし、特別養護老人ホームとして申請することとする。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	
216	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号利用上の情報連携の对象情報の拡大	各府県からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所情報に関する方法をとり、具体的な連携の推進が図られることと認識しているが、他府県における連携の実現にもあわせて住民基本台帳ネットワークシステムを利用する関係は、自治体の状況に応じて行う。また、個人情報の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した際の具体的な連携の推進が図られることとする。				各府県は、指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)及び指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	指定小規模多機能型居宅介護の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第8号)の施行期を踏まえ、事務負担軽減等によって軽減することとし、全国的に特約の確保が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。	



厚生労働省「最終的な調整結果」

番号 番号	調整区分		調整事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な調整事例	制度改正による効果 (従来の実現による利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共有団体及び当該団体等から示された調整事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	調整事例	
34	地方に対する種 別補助	高齢・福祉	地域生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地域生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地方の早期開始について	地域生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地域生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地方の早期開始について	高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地方の早期開始について	高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地方の早期開始について	高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 高齢者生活支援事業補助金(高齢者生活支援事業補助金) 地方の早期開始について	厚生労働省	千葉県			高齢者生活支援事業は、障害者に対する生活支援とは異なるものである。地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である町村等が柔軟な対応により実施する事業とすべきであり、地域生活支援事業について、画一的に配分基準等を定めることはなじまないものと考えられる。	
79	地方に対する種 別補助	高齢・福祉	障害者生活支援事業の委託 調整事項の委託要件 の緩和	障害者生活支援事業の委託要件の緩和 調整事項の委託要件の緩和	障害者生活支援事業の委託要件の緩和 調整事項の委託要件の緩和	障害者生活支援事業の委託要件の緩和 調整事項の委託要件の緩和	障害者生活支援事業の委託要件の緩和 調整事項の委託要件の緩和	厚生労働省	静岡県			障害者生活支援事業は、介護サービス等と異なり、画一的に配分基準等を定める必要はない。また、画一的に配分基準等を定める必要はない。また、画一的に配分基準等を定める必要はない。	
185	地方に対する種 別補助	高齢・福祉	地方公共団体が運営する高齢者に対する介護サービス等 提供における公益減額 の取組	地方公共団体が運営する高齢者に対する介護サービス等提供における公益減額の取組	地方公共団体が運営する高齢者に対する介護サービス等提供における公益減額の取組	地方公共団体が運営する高齢者に対する介護サービス等提供における公益減額の取組	地方公共団体が運営する高齢者に対する介護サービス等提供における公益減額の取組	厚生労働省	兵庫県、川内市、京賀町、大東市、和歌山県、鳥取県、京都府、愛知県、香川県、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県			公益減額等の取組を進め、障害者サービス等補助のあり方については、画一的に配分基準等を定める必要はない。また、画一的に配分基準等を定める必要はない。また、画一的に配分基準等を定める必要はない。	

厚生労働省「最終的な調整結果」

地域番号	種業区分		種業事項(事項名)	各府県からの第1次回答を踏まえた種業団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた通知共同種業団体からの見解		種別資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	種業集積計画専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの種業等に関する別記方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	種別資料	見解	種別資料					
14	0	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域生活支援事業補助	〇地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援事業補助金の交付目的に抵触していない地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するための十分な補助金を確保していたが、少子高齢化や少子化が事業の実施計画(年度ごとの見込み)を定めていくうえで必要不可欠なことから、配分基準の明確化について、引き続き検討したい。 〇地域生活支援事業補助金の交付(配分)の事業実施を促すため、どのように事業内容や取組実績等を踏まえているのか具体的な配分の方法について示していただきたい。 〇地域生活支援事業補助金の交付(配分)の事業実施を促すため、どのように事業内容や取組実績等を踏まえているのか具体的な配分の方法について示していただきたい。 〇地域生活支援事業補助金の交付(配分)の事業実施を促すため、どのように事業内容や取組実績等を踏まえているのか具体的な配分の方法について示していただきたい。	【基本方針】 地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じた事業形態により、市町村が実施するのであると理解していますが、対象となる事業は国庫の要綱によって決められ、事業を実施すればするほど、市町村の財政負担が増加していく状況であり、計画的な事業の実施が可能なよう補助配分と配分基準の明確化を要請します。 【留意事項】 地域生活支援事業補助金は、実施主体である自治体の実績に比し柔軟な取組で実施できる事業ではあるが、全ての事業について事前協議を行う訳ではなく特別支援事業のみ、国庫補助金の増額と国庫の要綱等に基づくものと思われるが、内示される仕組めとなっていることから、計画的に事業実施ができるよう配分基準等を示していただきたい。			【全国市長会】 種業団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		〇地域生活支援事業の取組に資し、費用に充当する補助については、障害者総合支援法において、予算の交付に際しては、100分の6以内と定められている。このため、交付に際しては、予算の範囲内において執行が可能となるよう、厚生労働省の取組が実施されていること、そのほかについては、各自治体より報告される事業内容や実績等を踏まえ、内示(配分)として示している。各自治体からの事業実績報告書をもとに内示を行うため、各自治体に事業実績報告書の提出期限の厳守をお願いするとともに、来年度以降は内示の時期の早期化を要請したい。 また、地域生活支援事業に係る予算配分や配分方法については、毎年2月に開催する全国主要種業集積計画において提示しているが、内示等の取入方を各自治体と共有できるよう、今後取組していきたい。	【厚生労働省】 (1) 地域生活支援事業補助金 (2) 地域生活支援事業補助金 地域生活支援事業補助金については、地方公共団体が事業の創設・継続の見通しを踏まえて実施していることから、地域生活支援事業に係る予算配分や配分方法等については、地方公共団体に通知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。
19	0	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害支援区分認定種業事業の委託条件の緩和	〇障害支援区分認定種業事業者は、平成27年度は54件(事業所委託53件、運営1件)、平成28年度は72件(事業所委託71件、運営1件)が増加している。障害支援区分認定種業事業者は、業務委託のあり、自治体の職員の不足や、事業所が不足しているが、障害支援区分認定種業の委託条件の一つである一般相対支援事業等及び指定特定相対支援事業のうち、市町村の相対支援事業を委託している者については、社会実態の不足や財政上の問題から、地方自治体や市町村は相対支援事業の委託先を確保することができず、障害支援区分認定種業の委託先が確保できず、事業が実施できない状況である。 また、障害支援区分認定種業の委託先が3社以上なく、サービス等利用計画の作成と実施が困難なことから、認定種業が対応できず、必要な障害福祉サービスの利用が滞る状況となっている。 〇委託先が不足する状況により、「自立性・公平性・客観性」の確保が難しい状況にあるため、市町村から相対支援事業の委託を受けていない者であっても、障害支援区分認定種業を委託できるように、要件を緩和してほしい。 ①指定一般相対支援事業は認定種業から指定され、指定特定相対支援事業者は市町村から指定されているが、指定を受けている期間で、自立性・公平性・客観性の確保できないものはないか。 ②障害支援区分認定種業事業者の認可を受け、計画相対支援等を行うことは、一定の公平・中立性ももたらすと考えられている。 ③指定一般相対支援事業の委託するにあたって、契約書等に「障害に当たっては、中心・公平に行う旨」の記載をすることや実績報告の提出により、事業評価を行うなどで対応できないか。 ④相対支援事業の委託を受けている事業者は、指定種業の委託を受けた事業者と異なり、協議会において、事業運営の公平性・中立性を評価する上で、委託先として認定することはできないか。	【基本方針】 認定種業事業者は、認定種業事業者から指定され、指定特定相対支援事業者は市町村から指定されているが、指定を受けている期間で、自立性・公平性・客観性の確保できないものはないか。 ②障害支援区分認定種業事業者の認可を受け、計画相対支援等を行うことは、一定の公平・中立性ももたらすと考えられている。 ③指定一般相対支援事業の委託するにあたって、契約書等に「障害に当たっては、中心・公平に行う旨」の記載をすることや実績報告の提出により、事業評価を行うなどで対応できないか。 ④相対支援事業の委託を受けている事業者は、指定種業の委託を受けた事業者と異なり、協議会において、事業運営の公平性・中立性を評価する上で、委託先として認定することはできないか。			【全国市長会】 中立性・公平性・客観性の確保に留意が必要。		〇一般相対支援事業及び指定特定相対支援事業者は、その認定基準において、「当該障害者の自立に資する事業を実施することとされており、計画相対支援事業者については適切な実施主体であることとされており、認定基準の確保が求められる認定種業事業者の認定基準として、市町村相対支援事業の委託先として、その事業運営の公平性や客観性を担保する必要がある」と規定の実現は困難である。 一方で、ご指摘いただいた自治体の背景事情を踏まえて、市域が南北に長い、起伏がある等の地理的状況を踏まえ、委託できる事業者はできるだけ委託する方針としており、障害支援区分の認定種業については、市町村相対支援事業者の委託先として相対支援事業者の認定基準を90%、平成27年度実績)を要請している。 〇障害支援区分認定種業については、中立性・公平性・客観性の確保が重要であることから、市町村による実施を要請しており、全国の実施状況を見ても、委託先が割合は、全体の約8割に達している。平成27年度実績)が、認定種業の認定基準(自立性・公平性)については、地方交付団体により確保がされていることに加え、委託先員や非実施職員を任用し、他の相対支援事業者に委託されている案件については、認定種業に相当可能な人員を配置する等、市の事業実施による取組について、ご配慮いただきたい。 また、対象者の属性が選別される場合、他の市町村に委託する「認定種業が指定する市町村事業委託法人に委託する」といった対応も可能であるため、認定種業が指定する市町村にも配慮いただき、これらの対応をご検討いただきたい。	【厚生労働省】 (1) 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(甲)法 (2) 及び児童福祉法(第22条164) 障害者総合サービス等の取組において、地方公共団体の設置する事業等の地位が認められていることに加え、認定種業の取組と内示を考慮して補助金としているものであるが、100分の6以内と規定すること(自立性)については、事業者等の経営実態、サービス等の提供実態等の客観的・具体的な数字に基づき各年度別認定(平成28年度)の取組において、対応を検討していきたい。
18	0	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方公共団体が設置する施設に於ける障害福祉サービス等における公立事業の廃止	次期補正予算に当たっては、公立施設の取組状況や民間施設との比較などを踏まえ、公立事業(68件/1000)の縮減が不可欠なことから、検討をお願いする。その際には介護保険制度など制度間の連携にも十分ご配慮いただきたい。	【基本方針】 公立事業の廃止により、維持管理経費を抑制し、さらなるサービスの質の向上につながるため、できる限り削減の取組を進める。		【全国市長会】 種業団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		〇公立施設の縮減については、民間施設と比較した場合、報酬は別々に、 ① 人員費や設備費 ② 運営費 ③ 維持管理費 が認められていることに加え、民間施設の縮減と内示を考慮して補助金としているものであるが、100分の6以内と規定すること(自立性)については、事業者等の経営実態、サービス等の提供実態等の客観的・具体的な数字に基づき各年度別認定(平成28年度)の取組において、対応を検討していきたい。	【厚生労働省】 (1) 障害者の自立生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(甲)法 (2) 及び児童福祉法(第22条164) 障害者総合サービス等の取組において、地方公共団体の設置する事業等の地位が認められていることに加え、認定種業の取組と内示を考慮して補助金としているものであるが、100分の6以内と規定すること(自立性)については、事業者等の経営実態、サービス等の提供実態等の客観的・具体的な数字に基づき各年度別認定(平成28年度)の取組において、対応を検討していきたい。	

# 厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	区分	政策区分	政策実施(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(実施の実例による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	概略法令等	制度の実行・関係団体等	団体名	その他(特記事項)	<追加実施関係団体及び団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1段階
											団体名	支援事例	
41	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	定期予防接種の回数を減らすことによる負担の軽減	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援	高齢者福祉(高齢者)と関係団体との連携による負担軽減の支援
42	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	認知症対応型ケアプラン	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援
43	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	認知症対応型ケアプラン	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援	認知症対応型ケアプランの活用による認知症高齢者の生活支援
44	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	介護福祉士等専門職	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上
45	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	介護福祉士等専門職	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上
46	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	介護福祉士等専門職	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上
47	地方に対する種別緩和	高齢者福祉	介護福祉士等専門職	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上	介護福祉士等専門職の育成・確保による介護サービスの向上





厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	実施事例	
200	地方に対する規制緩和	高齢・福祉	介護・要介護認定期間の一律の短縮	申請件数の増加に対応するため、要介護認定期間の一律の短縮	申請件数の増加に伴い、認定申請書の提出に遅れ、申請書、認定調査員、介護認定審査委員会及び協議委員の業務負担となっている。介護認定及び関係行政機関において、要介護認定期間の短縮は申請期間の短縮に効果的であり、申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。	認定期間の延長により、介護認定のために必要な調査や主治医の意見書等の作成が減少し、事務の効率化を図る。また、重度の介護状態においては、申請期間が減少することで介護負担の軽減につながる。	介護認定法施行規則136条、137条	厚生労働省	広島市		<p>○介護認定申請書の提出に遅れ、申請書、認定調査員、介護認定審査委員会及び協議委員の業務負担となっている。介護認定及び関係行政機関において、要介護認定期間の短縮は申請期間の短縮に効果的であり、申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。</p> <p>○介護認定申請書の提出に遅れ、申請書、認定調査員、介護認定審査委員会及び協議委員の業務負担となっている。介護認定及び関係行政機関において、要介護認定期間の短縮は申請期間の短縮に効果的であり、申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。</p> <p>○介護認定申請書の提出に遅れ、申請書、認定調査員、介護認定審査委員会及び協議委員の業務負担となっている。介護認定及び関係行政機関において、要介護認定期間の短縮は申請期間の短縮に効果的であり、申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。申請期間の短縮による申請件数の増加は申請期間の短縮による申請件数の増加を上回る見込みがある。</p>	<p>介護認定の有効期間については、平成27年より介護予防・日常生活支援総合事業を主体で実施している市町村において、更新申請時の更新介護認定に係る有効期間を一律に12か月、上限4月に延長したところであり、更新申請時の更新介護認定の有効期間の異なる延長については、その施行状況を把握していない。</p>	
32	地方に対する規制緩和	高齢・福祉	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し	介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し		<p>○介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p> <p>○介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p> <p>○介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p>	<p>介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p> <p>介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p> <p>介護認定認定に必要書類の提出に関する事務手続の見直し</p>	

厚生労働省「最終的な調整結果」

管轄番号	種業区分		種業事項(事項名)	各府県からの第1次回審を通じた種業団体からの見解		各府県からの第1次回審を通じた追加共同種業団体からの見解		種業資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	種業集積計画専門家からの主な再検討の理由(重点事項)	各府県からの第2次回審	平成28年の地方からの種業等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	種業資料	見解	種業資料					
208	地方に対する規制緩和	医薬・福祉	養子縁・養子縁認定期間の一律の弾力化	認定件数が増加するということ等を考え、特に関係者の負担軽減のため、仮続の改善が見込まれない要介護4及び要介護5等により要介護4と判定された重度の要介護者について、さらに有効期間を延長するということを是非再考していただきたい。	【報告書】制度改正により更新申請の有効期間が延長されたが、今回、求めている対象となる重度(要介護4)の確保が難しく、今後の状況に変化が見込まれない場合は多くは他法の適用であり、継続申請への認定申請及び生活介護等受給者への対応が困難であるため、負担軽減の効果を高める見込みが薄い。【理由】介護認定の有効期間は、期間満了後も引き続き要介護状態と見込まれる場合は、「更新申請」を繰り返す必要があり、利用者や家族の大きな負担となること、自治体の負担が増えること、申請者への認定申請及び生活介護等受給者への対応が困難であること、申請期間の更新による負担の増加等が懸念されている。【参考資料】今後の世代ごとの高齢化率の推移には社会的な認定基準の緩和となる見込みがあるため、その対応まで、更新認定の有効期間の延長を検討していただきたい。【平和協会の見解】制度改正の導入を理由とする更新の必要性に納得していない。例えば、要介護4で4ヶ月間の認定を受けている方が、そのような状況に変わった理由を要する見地のほかにも、これを基に認定期間の弾力化を図るべきかどうか検討すべきであると考えている。	【全国知事会】制度改正により更新申請の有効期間が延長されたが、今回、求めている対象となる重度(要介護4)の確保が難しく、今後の状況に変化が見込まれない場合は多くは他法の適用であり、継続申請への認定申請及び生活介護等受給者への対応が困難であるため、負担軽減の効果を高める見込みが薄い。【全国市長会】種業団体の意見が十分に尊重されたい。				【厚生労働省】介護認定に係る業務負担の軽減については、平成28年9月7日の社会福祉審議会介護福祉部会において、厚生労働省より更新認定の有効期間のさらなる延長及び「状態変更期」に係る二次判定の簡素化に係る取組が盛り込まれていることがある。今後、当該取組の進捗等を踏まえ、検討してまいりたい。	【厚生労働省】(18)介護保険法(第9条12号)(19)更新認定に係る要介護認定の有効期間(28条)及び要介護認定の有効期間(28条)について、認定基準の緩和等により申請者の負担軽減を図るため、更新申請の受付、上開を執行の24ヵ月から36ヵ月に延長する。	
22	地方に対する規制緩和	医薬・福祉	結核菌型別認定ことによる施設整備に関する事務手続きの見直し	申請期間の見直し、結核菌型別認定こと(旧)の経過措置において種別変更の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じるなど、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、連携が生じないよう調整を図らなければならない。また、予算措置についても、同一施設の場合において、地方公共団体や事業者が、複数の種別認定の有効期間と併存する等があることなど、十分な予算等の確保、あるいは基金方式による推進府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に向けていただきたい。	【報告書】要件では、認定ごとも旧の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省管理)、認定ごとも旧の施設整備交付金(文部科学省管理)の他、安心ごとも基金による補助もあるが、申請期間の延長は、認定ごとも旧の施設整備に係る補助に比べて、申請期間の延長による負担増大が懸念されている。【理由】申請期間の延長は、申請期間ごとの取組の進捗の遅延や一方の補助に比べては対象期間として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等があるため、これについては、十分な検討が必要である。【参考資料】申請期間の延長については、実施要綱及び交付要綱の発出時期にも影響があるため、平成29年度に向けては、申請期間ごとの取組の進捗の遅延や一方の補助に比べては対象期間として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等があるため、これについては、十分な検討が必要である。【平和協会の見解】申請期間の延長は、申請期間ごとの取組の進捗の遅延や一方の補助に比べては対象期間として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等があるため、これについては、十分な検討が必要である。【参考資料】申請期間の延長については、実施要綱及び交付要綱の発出時期にも影響があるため、平成29年度に向けては、申請期間ごとの取組の進捗の遅延や一方の補助に比べては対象期間として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等があるため、これについては、十分な検討が必要である。	【全国知事会】種業団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。				【厚生労働省】(6)児童福祉法(第22条16号)及び認定ごとも旧の施設整備交付金(結核菌型別認定ごとも旧)の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。①安心ごとも基金による交付金(厚生労働省管理)の交付金(安心ごとも基金)により対応することとし、安心ごとも基金により対応できず、更新に取組が滞りかねない場合は、認定ごとも旧の施設整備交付金及び保育所等緊急整備交付金の申請書を一括化する。【関係府省】内閣府及び文部科学省【連携先】(平成28年1月12日付付文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付付文部科学省事務連絡(平成28年1月12日付付文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付付文部科学省事務連絡、平成28年4月20日付付文部科学省事務連絡(児童福祉法関係)【認定ごとも旧)の施設整備交付金及び保育所等緊急整備交付金の申請書の共同スケジュール、申請期間の延長等について、地方公共団体に平成28年度中に連絡する。【関係府省】内閣府及び文部科学省		